# 障害福祉サービス事業者等指定事務関連伝達事項について

(H28.08.29 県障害福祉課事業支援グループ)

### 1 最近の主な関係法令改正、厚生労働省等発出通知等について

最近の主な法令改正、厚生労働省発出通知等は、別紙1「最近の主な障害福祉サービス事業者指定関連法令改正・通知等一覧」をご覧ください。

なお、市町村に送付した通知等は、原則としてウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」の書式ライブラリにも掲載していますのでご覧ください。

- ※「書式ライブラリ」→「1. 神奈川県からのお知らせ」
  - →「11 県所管域市町村へのお知らせ」
- (1) 障害者総合支援法等の改正関係(1-1~1-4)
- (2) 障害福祉サービス等報酬・指定基準関係(2-1~2-6)
- (3) 自立支援給付と介護保険制度との適用関係(3-1~3-2)
- (4) 訪問系サービス関係(4-1~4-10)
- (5) 就労系サービス関係(5-1~5-6)
- (6) 障害児通所支援関係(6-1~6-3)
- (7) 事務処理要領関係(7-1~7-3)
- (8) 公立減算について(8)
- (9) 災害関係(9-1~9-2)
- (10) 障害支援区分認定関係(10)

# 2 自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について

自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」により示されていますので、これらにご留意いただき、適切にご対応くださるようお願いいたします。

#### 3 居宅介護(家事援助)の支給決定並びに障害児通所支援の給付決定等について

次の通知等により、居宅介護(家事援助)の支給決定及び障害児通所支援の給付決定に当たっての留意事項並びに障害福祉サービス事業者及び放課後等デイサービス事業者の不正請求等への対応に当たっての留意事項が示されましたので、内容をご了知いただき、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

- ・ 居宅介護(家事援助)の適切な実施について
- ・ 障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事 項について
- ・ 障害福祉サービス等の不正請求等への対応について

# 4 指定障害福祉サービス事業者及び一般相談支援事業者に係る事業所指定事務等の市町 村への権限移譲について

県では、希望する市町村(指定都市・中核市を除く。)に、指定障害福祉サービス 事業者及び一般相談支援事業者に係る事業所指定事務等の権限を移譲できるよう、平成 29 年度から事務処理の特例に関する条例に本事務を追加する方向で検討を進めています。現在、県市町村課から、希望の照会を行っておりますので、市町村におかれましては、積極的にご検討くださいますようお願いいたします。

別紙 2-1 障害者総合支援法に基づく事業者指定事務について

別紙 2-2 移譲事務シート

別紙 2-3 年間処理件数の市町村別内訳表(平成 27 年度実績)

### 5 障害児者向け施設被害状況確認システムの活用について

県では、今後発生が懸念されている大規模災害に備え、県及び市町村が、発災直後の福祉施設等の被害状況を、施設等の負担に配慮しつつ、迅速かつ簡易に把握する一つの手段として、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」に被害状況確認システムを備えています。このシステムでは、各市町村のパソコンやスマートフォン等から、各事業所から報告された情報を閲覧していただくことができます。また、収集したデータをCSV形式のデータとしてダウンロードすることもできます。

つきましては、大規模災害発生時の情報収集の一つの手段としてご活用いただきた く、この機会に閲覧方法等をご確認くださいますようお願いいたします。

なお、9月2日に、本システムを利用した訓練を予定しております。詳しくは、別紙3-2をご覧ください。

- 別紙 3-1 障害者向け施設被害状況確認システムの活用について(お願い)
- 別紙 3-2 平成 28 年度障害児者向け施設災害時被害状況確認訓練の実施について (通知)
- 別紙 3-3 被害状況確認システムに関する市町村アンケート単純集計結果(別紙 3-2 の通知に添付して送付しています)
- 別紙 3-4 障害福祉情報サービスかながわ自治体管理操作マニュアル (別紙 3-2 の通知に添付して送付しています。)

### 6 その他

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録については、平成28年1月22日付け事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種(国民生活・国民経済安定分野)の登録申請内容の確認について」によりお知らせしたところですが、当初3月1日から登録開始とされていましたが、登録システムの不具合等により、登録開始が延期となっております。開始時期がわかり次第あらためて連絡させていただきますので、確認作業についてご協力をよろしくお願いいたします。
- (2) 4月の熊本地震を受けて、厚生労働省から「災害により被災した要援護障害者等への対応について」、「避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について」が発出されていますので、災害発生に備えご留意くださいますようお願いいたします。

# 別紙1

# 最近の主な障害福祉サービス事業者指定関連法令改正・通知等一覧

(H28.08.29 県障害福祉課事業支援グループ)

No.	文書名等	発出日等	発出者等	(H28. 08. 29 県障害福祉課事業支援グループ) <b>備考</b>
110.	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための			, and
1-1	法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病の全部改正告示について	平成27年 0 月 10日	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部長通知	障害者総合支援法の対象となる「特殊の疾病」を151疾病から332疾病に拡大する(平成27年7月1日施行)
1-2	法律施行令の一部を改正する政令の公布について	障発1216第1号 平成27年12月16日	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部長通知	市町村審査会等の委員の任期について、2年を超え3年以下の期間で、市町村等が、条例で委員の任期を定めることができることとする。(平成28年4月1日施行)
1-3	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の公布及び 一部の施行について	障発0603第1号 平成28年6月3日	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部長通知	医療的ケア児に対する各種支援の連携について(児童福祉法第56条の6第2項関係 公布日施行)以外は、平成30年4月1日施行。
1-4	医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の 連携の一層の推進について	平成28年6月3日 医政発0603第3号、 雇児発0603第4号、 障発0603第2号、府 子本第377号、28文 科初第372号	厚生労働省 医政局長、雇用均等・児 童家庭局長、社会・援護局障害保健福 祉部長 内閣府子ども・子育て本部統 括官 文部科学省初等中等教育局長 連名通知	児童福祉法第56条の6第2項の趣旨等
2-1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び食事 の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費 用に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件	厚生労働省告示第		介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所において、基準該当 自立訓練(機能訓練・生活訓練)を提供する場合の報酬単価を設定する等の改正。
2-2	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	障サ第499号 平成28年3月29日	神奈川県保健福祉局福祉部障害サービス課長通知	・介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、基準該当自立訓練(機能訓練・生活訓練)を提供できるようにするための規定の追加等(平成28年4月1日施行)
2-3	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設 備及び運営に関する基準について」等の一部改正について	障発第11号 平成28年3月30日	厚生労働省社会·援護局障害保健福祉 部長	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の一部改正について
2-4	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に 要する費用の額の算定に関する基準及び食事の提供に要す る費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部を 改正する件	平28年3月31日 厚生労働省告示第 185号		・多子軽減の対象者拡大に伴う、児童発達支援センターにおける「食事提供加算」の対象者拡大に係る改正。
2-5	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 等を定める条例の一部改正について	障発0603第1号 平成28年6月3日	神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課長通知	「学校教育法」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴う改正(平成28年4月1日施行)
2-6	「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及 び運営に関する基準について」等の一部改正について	平成28年3月30日	厚生労働省社会·援護局障害保健福祉 部長	「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成24年3月30日障発0330第12号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)及び「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の一部改正について
3-1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等 について		厚生労働省社会·援護局障害保健福祉 部 企画課長、障害福祉課長通知	・介護保険の被保険者とならない者について ・介護給付費等及び補装具費と介護保険制度との適用関係について ・その他
3-2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に 係る留意事項等について	平成27年2月18日	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部企画課、障害福祉課事務連絡	<ul><li>・介護給付費等と介護保険制度との適用関係について</li><li>・介護保険制度の円滑な利用に当たっての留意点</li><li>・要介護認定等の申請について</li><li>・指定障害者支援施設等入所者の要介護認定等について</li></ul>
4-1	訪問系サービスの適切な運用について	障障発0515第1号 平成27年5月15日	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部障害福祉課長通知	・重度障害者等包括支援対象者に対する国庫負担基準の適切な運用について ・訪問系サービスの周知について
4-2	居宅介護(家事援助)の適切な実施について	障障発0310第1号 平成28年3月10日	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部障害福祉課長通知	・居宅介護(家事援助)の利用実態等について ・居宅介護(家事援助)の適切な運用に向けた市町村、相談支援事業所及び居宅介護事業所における留意事項に ついて
4-3	平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果(居 宅介護)について	平成28年7月5日	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部障害福祉課訪問サービス係事務連絡	・居宅介護事業所におけるサービス提供責任者及び従業者の配置状況に係る調査の結果について ・家事援助の適切な支給決定について ・家事援助の長時間利用の実態についての調査への協力依頼(9月頃)
4-4	入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等 の取扱いについて	障障発0628第1号 平成28年6月28日	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部障害福祉課長通知	・同行援護、行動援護及び重度訪問介護の対象となる障害者等が医療機関に入院するときには、入退院時に加 え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及 び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、同行援護等を利用することができる。

No.	文書名等	発出日等	発出者等	備考
4-5	入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等 の取扱いに関するQ&Aの送付について	平成28年7月29日	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部障害福祉課訪問サービス係事務連絡	上記通知に係るQ&A
4-6	意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援事業(地域生活支援事業)の取扱いについて	障企発0628第1号 平成28年6月28日	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部企画課長通知	・意思疎通支援事業の対象者については、「聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等」としている。 ・利用範囲については、入院中においても入院先医療機関と調整の上で、利用を可能としている。
4-7	同行援護事業所における経過措置期間中の留意点等について	障障発1001第1号 平成26年10月1日	厚生労働省社会·援護局障害保健福祉 部障害福祉課長通知	・同行援護従業者の資格要件に係る経過措置の延長については今回限りとし、再延長は行わない。
4-8	指定同行援護に係る従業者及びサービス提供責任者の資格 要件		県障害福祉課作成	従業者の資格要件及び経過措置について
4-9	指定行動援護に係る従業者及びサービス提供責任者の資格 要件		県障害福祉課作成	従業者の資格要件及び経過措置について
4-10	障害者自立支援給付支払等システムに係る介護給付費等の データ集計について	平成28年5月30日	厚生労働省社会·援護局障害保健福祉 部企画課給付管理係事務連絡	各都道府県の国民健康保険団体連合会から毎月送付される訪問系サービスに係る利用者数データ等を用いて国庫 負担基準単位内訳データを整理するための参考様式の送付について
5-1	就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)における適切なサービス提供の推進について	障障発0330第1号 平成28年3月30日	厚生労働省社会·援護局障害保健福祉 部障害福祉課長通知	・就労継続支援A型利用に係る暫定支給決定について ・就労継続支援B型利用に係る就労アセスメントについて ・就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)事業所における適切なサービス提供に向けた指導について
5-2	指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について	障障発0908第1号 平成27年9月8日	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部障害福祉課長通知	・就労継続支援A型の利用に係る支給決定手続きについて ・不適切な事業運営の事例に係る指導の際の確認点について
5-3	就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について	障障発第0402001号 平成19年4月2日 (最終改正 平成27 年9月4日)	厚生労働省社会·援護局障害保健福祉 部障害福祉課長通知	・工賃(賃金)実績報告について ・各種雇用関係助成金との関係について ・就労継続支援A型事業(雇用契約有)利用者(雇入者)を募集するため公共職業安定所に求人申込みする場合 の留意事項 ・重度者支援体制加算の取扱について ・指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について
5-4	「就労移行支援事業所による就労アセスメント実施マニュ アル」の送付について	平成27年4月22日	厚生労働省社会·援護局障害保健福祉 部障害福祉課事務連絡	就労移行支援事業所による就労アセスメント実施マニュアル
5-5	「就労アセスメントを活用した障害者の就労支援マニュア ル」の送付について	平成27年8月3日	市陣舌怕仙硃事伤連胎	就労アセスメントを活用した障害者の就労支援マニュアル
5-6	「在宅における就労移行支援事業ハンドブック」の送付に ついて	平成27年4月28日	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部障害福祉課事務連絡	在宅における就労移行支援事業ハンドブック
6-1	障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所 給付決定に係る留意事項について	障障発0307第1号 平成28年3月7日	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部障害福祉課長通知	・障害児通所支援の質の向上に向けた留意事項について ・障害児通所給付費等の通所給付決定の留意事項について
6-2	放課後等デイサービスガイドラインについて	障発0401第2号 平成27年4月1日	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部長通知	放課後等デイサービスガイドライン
6-3	障害福祉サービス等の不正請求等への対応について		厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部 企画課監査指導室、障害福祉課障 害児・発達障害者支援室事務連絡	・障害福祉サービス等事業所の不正請求等の対応における留意事項 ・放課後等デイサービス事業所の不正請求等の対応における留意事項
7-1	介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要 領) (平成28年4月1日版)	平成28年6月17日	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部障害福祉課	
7-2	障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について (平成28年4月1日版)	平成28年6月17日	厚生労働省社会·援護局障害保健福祉 部障害福祉課	
7-3	障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の 手引き【平成28年4月版】	平成28年5月6日	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部障害福祉課	
8	地方公共団体が設置する指定障害福祉サービス等事業所に おける報酬単位数の算定に係る公立減算の取扱いについて	平成28年3月28日	厚生労働省社会·援護局障害保健福祉 部障害福祉課事務連絡	・指定管理者によってサービスが提供される場合であって、従前、公立減算を適用していないものにあっては、 平成28年4月1日以降、新たに指定管理の協定を締結したものから、上記取扱いの適用となること。
9-1	災害により被災した要援護障害者等への対応について	平成27年1月15日	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部 企画課、障害福祉課、精神・障害 保健課事務連絡	・災害により被災した市区町村における状況・実態の把握と対応について ・障害者支援施設等における要援護障害者等及び避難者の受入れについて ・障害福祉サービス(施設入所支援を除く。)の利用者に係る取扱いについて ・被災された障害者等に対する補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用について ・被災された視聴覚障害者等に対する情報・意思疎通支援について ・利用者負担の減免について
9-2	避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について	平成28年4月22日	課、精神・障害保健課事務連絡	・常時の介護や見守りが必要な重度障害児者とご家族への配慮 ・別添 1 「平成28年熊本県熊本地方の地震により被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について」(平成28年4月15日付け事務連絡) ・別添 2 「地震により被災した発達障害児・者等への避難所等における支援について」(平成28年4月18日付け事務連絡)
10	障害者支援状況等調査研究事業「障害支援区分の認定状況 の実態に関する分析」調査結果について	平成28年7月21日	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉 部精神・障害保健課事務連絡	・認定調査員や市町村審査会委員への障害支援区分の制度趣旨・運用等の周知・徹底について

障企発第0328002号 障障発第0328002号 平成19年3月28日 一部改正 障企発0928第2号 障障発0928第2号 平成23年 9 月28日 一部改正 障企発0330第 4 号 障障発0330第11号 平成24年3月30日 一部改正 障企発0329第5号 障障発0329第9号 平成25年3月29日 一部改正 障企発0331第2号 障障発0331第2号 平成26年3月31日 一部改正 障障発0331第5号 平成27年3月31日 一部改正

各 都道府県 障害保健福祉主管部(局)長殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企 画 課 長 障害福祉課長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について

障害者自立支援法(平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。)に基づく自立支援給 付(以下「自立支援給付」という。)については、法第7条の他の法令による給付又 は事業との調整規定に基づき、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による保険給付又は地域支援事業が優先されることとなる。このうち、介護給付費等(法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。)の支給決定及び補装具費の支給に係る認定を行う際の介護保険制度との適用関係等についての考え方は次のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体及び関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

本通知の施行に伴い、平成12年3月24日障企第16号・障障第8号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知「介護保険制度と障害者施策との適用関係等について」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

- 1. 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について
  - (1)介護保険の被保険者とならない者について

障害者についても、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、 原則として介護保険の被保険者となる。

ただし、次の 及び に掲げる者並びに ~ の施設に入所又は入院している者については、 ~ に掲げる施設(以下「介護保険適用除外施設」という。)から介護保険法の規定によるサービス(以下「介護保険サービス」という。)に相当する介護サービスが提供されていること、当該施設に長期に継続して入所又は入院している実態があること等の理由から、介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第11条及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第170条の規定により、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。

なお、介護保険適用除外施設を退所又は退院すれば介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定(以下「要介護認定等」という。)を受ければ、これに応じた介護保険施設に入所(要介護認定を受けた場合に限る。)し、又は在宅で介護保険サービスを利用することができる。

法第19条第1項の規定による支給決定(以下「支給決定」という。)(法第5条第7項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)及び同条第11項に規定する施設入所支援(以下「施設入所支援」という。)に係るものに限る。)を受けて同法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設(以下「指定障害者支援施設」という。)に入所している身体障害者

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第2項の規定により法第5条第12項に規定する障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。以下「障害者支援施設」という。)に入所している身体障害者

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障害 児入所施設

児童福祉法第6条の2第3項の厚生労働大臣が指定する医療機関(当該指定に係る治療等を行う病床に限る。)

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第 167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園が設置する施設

国立及び国立以外のハンセン病療養所

生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項第1号に規定する救護 施設

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設(同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る。)

障害者支援施設(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項 第2号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。)

指定障害者支援施設(支給決定(生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。)を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。)

法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者自立支援 法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第2条の3に規定する施設(法 第5条第6項に規定する療養介護を行うものに限る。)

### (2)介護給付費等と介護保険制度との適用関係

介護保険の被保険者である65歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合(40歳以上65歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合)には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。また、一定の条件を満たした場合には、地域支援事業を利用することができる。

その際、自立支援給付については、法第7条の他の法令による給付又は事業との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業が優先されることとなるが、介護給付費等の支給決定を行う際の介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は以下のとおりであるので、市町村は、介護保険の被保険者(受給者)である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相

当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介 護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を受け、利用することが可能 か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介 護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定するこ と。

### 優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付並びに第一号事業とされている(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第2条)。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を優先して受け、又は利用することとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

なお、その際には、従前のサービスに加え、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについても、その実施の有無、当該障害者の利用の可否等について確認するよう留意する必要がある。

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの(同行援護、行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等)については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

#### 具体的な運用

により、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用に

ついて介護保険法の規定による保険給付が受けられない又は地域支援事業を 利用することができない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給 することが可能である。

- ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。
- イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合(当該事情が解消するまでの間に限る。)。
- ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要 介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サ ービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスに よる支援が必要と市町村が認める場合(介護給付費に係るサービスについ ては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。)。

# (3)補装具費と介護保険制度との適用関係

補装具費の支給認定を行う際の介護保険制度との適用関係についても、基本的な考え方は(2)の 及び と同様であるが、具体的には以下のとおりである。介護保険で貸与される福祉用具としては、補装具と同様の品目(車いす、歩行器、歩行補助つえ)が含まれているところであり、それらの品目は介護保険法に規定する保険給付が優先される。ただし、車いす等保険給付として貸与されるこれらの品目は標準的な既製品の中から選択することになるため、医師や身体障害者更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、これらの品目については、法に基づく補装具費として支給して差し支えない。

### 2. その他

- (1)介護保険サービスが利用可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等 を申請していない場合等は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明し、 申請を行うよう、周知徹底を図られたい。
- (2) 平成18年3月31日以前の身体障害者福祉法等による日常生活用具の給付・貸与事業において、介護保険による福祉用具の対象となる品目については、介護保険法の規定による貸与や購入費の支給を優先して行うこととされていたところであるが、法における地域生活支援事業については自立支援給付とは異なり、地域の実情に応じて行われるものであり、法令上、給付調整に関する規定は適

用がないものである。しかしながら、日常生活用具に係る従来の取り扱いや本 通知の趣旨を踏まえ、地域生活支援事業に係る補助金の効率的な執行の観点も 考慮しつつ、その適切な運用に努められたい。

事 務 連 絡 平成 27 年 2 月 18 日

都道府県 各 指定都市 中 核 市

障害保健福祉部 (局) 御中

厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部 企 画 課 障害福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について

標記については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知。以下「適用関係通知」という。)でお示しするとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知しているところである。

しかしながら、その運用に関して障害者の個々の実態に即したものとなっていない等の声も寄せられていることを踏まえ、各市町村における具体的な運用等についての実態調査を実施したところである。

本調査結果は別添のとおりであるが、自立支援給付と介護保険制度との適用関係に係る留意事項を下記のとおりまとめたので、御了知の上、管内市町村、関係機関に周知徹底いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いしたい。

なお、本事務連絡については、老健局とも協議済みであることを念のため申し添える。介護保険担当課室へも本事務連絡を情報提供し、適宜、連携を図るようお願いしたい。

# 1. 介護給付費等と介護保険制度との適用関係について

(1) 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの特定について

適用関係通知において、市町村は、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、適切に判断することとしているが、改めて各市町村においては、適切な運用をお願いしたい。

### (2) 具体的な運用について

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能であることとしている。市町村においては、当該介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。

また、障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することも考えられる。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。

#### 2. 介護保険制度の円滑な利用に当たっての留意点

(1) 障害福祉サービス利用者への介護保険制度の案内について

要介護認定等の申請は、申請に係る者の状態について大きな変更が 生ずることが見込まれないということから、65 歳到達日(誕生日の前 日)、特定疾病に該当する者の40歳到達日(誕生日の前日)又は適用 除外施設退所日(以下「65歳到達日等」という。)の3か月前以内に 要介護認定等申請を受理し、65 歳到達日等に認定することを運用上の対応として可能としている。

そのため、障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うこと。

その際には、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員から、又は、(3)にお示しする相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

(2)障害福祉サービス利用者等に対する介護保険制度との併給が可能な旨の案内について

介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者に与えることのないよう、適用関係通知(2)②の場合や③の場合については介護給付費等の支給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと。

(3) 指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との連携について

障害福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用するに当たって は、障害者が適切なサービスを受けられるよう

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)における指定特定相談支援事業所の相談支援専 門員がモニタリングを通じて、必要な介護保険サービスを円滑に利用 できるよう利用者に対し、介護保険制度に関する案内を行うことや、 介護保険サービスの利用に際しては、本人に了解の上、利用する指定 居宅介護支援事業所等に対し、利用者の状態や障害福祉サービスの利 用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するよう適 切に引継ぎを行うこと
- ・介護保険サービス利用開始後も引き続き障害福祉サービスを利用する場合は、サービス担当者会議等を活用して相談支援専門員と介護支援 専門員が随時情報共有を図ること
- 等必要な案内や連携を行うこと等の周知をお願いしたい。
- ※なお、ここでいう「指定居宅介護支援事業者等」とは、小規模多機 能型居宅介護や介護老人福祉施設のように、人員配置基準において

介護支援専門員の配置が義務づけられている事業者を含むものである。

### 3. 要介護認定等の申請について

介護保険の被保険者である障害者については、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、障害者の生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは、要介護認定等申請を行っていただいた上で介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけること。

### 4. 指定障害者支援施設等入所者の要介護認定等について

介護保険適用除外施設である指定障害者支援施設等入所者は、介護保険サービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。一方で、個々の事情に応じて介護保険適用除外施設を退所又は退院することもあり得るが、その場合には介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定等を受けることにより、これに応じた介護保険サービスを利用することが可能となる。

この点、例えば、介護保険適用除外施設からの退所者が介護老人福祉施設等へ入所しようとする場合には、通常、一定の期間を要することから、指定障害者支援施設等の退所日と要介護認定申請の時期の兼ね合いで必要な手続きや調整が円滑に行われないという指摘があるが、介護保険サービスの利用を円滑に進めるために、関係者間での密な情報共有や連携を図ることにより、柔軟に対応願いたい。

障障発 0310 第 1 号 平成 28 年 3 月 10 日

都道府県 各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会·援護局 障害保健福祉部障害福祉課長 (公印省略)

# 居宅介護(家事援助)の適切な実施について

居宅介護(家事援助)は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号)において、単身の利用者又は家族等と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病、就労等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である者が利用できることとされている。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成24年3月30日障発第0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、サービス等利用計画の作成に当たり、相談支援事業所は、利用者及びその家族の希望やアセスメントに基づき、指定障害福祉サービス等以外の地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画に位置付けることにより、総合的な計画となるよう努めるとともに、サービス等利用計画作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整を継続的に行う(モニタリング)こと等により、居宅介護(家事援助)の適切な運用に努めることとされている。

こうしたことを踏まえ、平成27年度予算執行調査等において、居宅介護(家事援助)の利用については、「家族等同居人の状況については、自治体による確認が適切に行われるよう見直しを行うべき」等の指摘を受けた。

ついては、居宅介護(家事援助)の適切な運用に資するため、下記のとおり留意事項を まとめたので、御了知の上、管内市町村、関係機関等への周知徹底を図るとともに、その運 用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

# 1 居宅介護 (家事援助)の利用実態等について

平成27年度予算執行調査において、居宅介護(家事援助)の利用については、

- ① 同居人の有無では、全体的に同居人無の方が利用時間が多くなっているが、さらに障害種別や障害支援区分別で分析を行うと、精神障害者の区分1~3については、同居人有の者の利用時間が多くなっており、この点について、支援区分の低い精神障害者の状態像を含め、その要因分析を行い、支給内容が適正かどうか確認する必要があるのではないか。
- ② サービス利用者に同居人がいる場合、当該同居人について家事を行うことが困難かどうか調査し、支給の要否を判断する必要があるが、障害者本人からの聞き取りのみ等、同居人の状態を直接同居人に確認していない場合や、支給決定後において、同居人の状況の変化の有無を確認していない場合等、自治体が同居人の状況についても必ずしも十分に把握していないと考えられる例が散見された。

等の調査結果を踏まえ、「家族等同居人の状況については、支給決定後も含め、自治体による確認が適切に行われるよう見直しを行うべき」等と指摘されたところ。

また、社会保障審議会障害者部会において、「居宅介護については、実質的に相談目的で利用されている事例がある」との指摘も受けている。

# 2 居宅介護 (家事援助) の適切な運用に向けた留意事項について

上記を踏まえ、以下のとおり市町村、相談支援事業所及び居宅介護事業所における留意 事項をまとめたので、内容を御了知の上、居宅介護(家事援助)の適切な運用に努めてい ただきたい。

# (1) 市町村における留意事項について

居宅介護(家事援助)は、単身の利用者又は家族等と同居している利用者であって、 当該家族等の障害、疾病、就労等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を 行うことが困難である者が利用できることとなっている。

しかしながら、支給決定時から同居している家族等の状況に変化が生じていたり、個人の状態像や置かれている環境等に比して必要以上に長時間(1回あたり概ね1時間以上)利用されている場合もある。

そのような状況を踏まえ、市町村は、

- ① 相談支援事業所から支給決定に係るサービス等利用計画案が提出された際に、同居人の有無等の状況を確認するとともに、特に、障害支援区分の低い利用者(障害支援区分1又は2)の居宅介護(家事援助)における生活等に関する相談を目的とした長時間(1回あたり概ね1時間以上)利用の場合にあっては、原則として支給決定を行わないこととするが、サービスの具体的な理由や必要性等について、利用者等から丁寧に確認し判断すること。
- ② 定期的に居宅介護事業所や相談支援事業所から利用状況について確認を行う。 等を行うことにより、適切にサービスの支給決定を行うこと。

#### (2) 相談支援事業所における留意事項について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成24年3月30日障発第

0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(以下「相談指定基準解釈通知」という。)第二 2 (11)⑤において、「サービス等利用計画の作成又は変更に当たっては、利用者及びその家族の希望やアセスメントに基づき、指定障害福祉サービス等以外の、例えば、保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画に位置づけることにより総合的な計画となるよう努めなければならない」としていることを踏まえ、サービス等利用計画案作成時に、例えば、生活等に関する相談を目的として長時間(1回あたり概ね1時間以上)の居宅介護(家事援助)の利用を希望する場合は、居宅介護(家事援助)によらず、市町村で実施する相談支援による対応等を求めるなど、適切に作成すること。

また、相談指定基準解釈通知第二2(11)⑤において、「相談支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整を継続的に行うこと」としていることを踏まえ、モニタリング時に居宅に訪問した際に、家族等の同居人の状況や、サービスの具体的な利用状況等を確認した上で、必要に応じてサービス等利用計画の変更を行う等適切にサービス利用を行うこと。

# (3) 居宅介護事業所における留意事項について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第三3 (4)及び4 (5)において、「指定居宅介護事業者は、市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこと」としていることを踏まえ、サービス担当者会議等において、例えば、長時間(1 回あたり概ね1時間以上)の居宅介護(家事援助)を利用している場合は、出席者から代替サービスの有無等について助言を求めるなど、適切なサービス提供を行うこと。

都 道 府 県 各 指 定 都 市 障害保健福祉主管部(局)長 殿 児童相談所設置市

> 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長 ( 公 印 省 略 )

障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の 通所給付決定に係る留意事項について

障害児通所支援事業の運営等については、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)等に基づき行われているところであるが、近年、特に放課後等デイサービスについて、単なる居場所となっている事例、発達支援の技術が十分ではない事業所が軽度の障害児を集めている事例等があるとの指摘がある。

このため、今般、障害児通所支援について、発達支援を必要とする障害児のニーズに的確に対応する観点から、下記のとおり留意事項をまとめたので、これを参考として障害児 通所支援の質の向上及び支援内容の適正化により一層努められたい。

また、各都道府県におかれては、貴管内市区町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

- 1. 障害児通所支援の質の向上に向けた留意事項について
  - (1) 指定障害児通所支援事業者の指導の徹底について

指定障害児通所支援事業者の指導に当たっては、法及び児童福祉法に基づく指定通 所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「基準省令」という。)等により行われているが、障害児通所支援のより一層 の支援の質の向上を図るため、指定障害児通所支援事業者の指定、指導監査、会議等 の情報伝達の場など、あらゆる機会を通じて、特に以下の法令の規定について指導の 徹底を図られたい。

- ① 指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。 (法第21条の5の17第2項)
- ② 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒ん ではならない。

(基準省令第 14 条。第 54 条の 5 (基準該当児童発達支援)、第 64 条 (指定医療型発達支援)、第 71 条 (指定放課後等デイサービス)、第 71 条の 4 (基準該当放課後等デイサービス)及び第 79 条 (指定保育所等訪問支援)の規定により準用する場合

を含む。)

③ 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、 常にその改善を図らなければならない。

(基準省令第 26 条第 3 項。第 54 条の 5、第 64 条、第 71 条、第 71 条の 4 及び第 79 条の規定により準用する場合を含む。)

(2) 放課後等デイサービスガイドラインの活用の徹底等について

指定放課後等デイサービス事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化を図るため、 以下により、放課後等デイサービスガイドライン(以下「ガイドライン」という。)の 活用の徹底等を図られたい。

- ① 指定放課後等デイサービス事業者の指定、指導監査、会議等の情報伝達の場などのあらゆる機会を通じて、指定放課後等デイサービス事業者に対し、ガイドラインの周知徹底を図ること。その際、指定放課後等デイサービス事業者がガイドライン別添の自己評価表を活用して適切に自己評価を行うこと、改善目標に沿って支援内容を改善すること、自己評価結果を公表すること等を促すように努めること。
- ② 指定放課後等デイサービス事業者によるガイドラインの自己評価結果の公表状況 の把握に努めること。
- ③ 指定放課後等デイサービス事業者への指導・助言にあたっては、ガイドラインを 活用すること。

# 2. 障害児通所給付費等の通所給付決定の留意事項について

市町村による障害児通所給付費等の通所給付決定については、障害児通所給付費等の通所給付決定等について(平成24年3月30日障発0330第14厚生労働省障害保健福祉部長通知)においてその取扱いを示しているところであるが、障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するため、以下のとおり平成28年4月1日以降分の障害児通所給付費等の通所給付決定における留意事項をまとめたので、適切な運用に努めていただきたい。

- ① 障害児通所支援は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うものである。障害児通所給付費等の通所給付決定にあたっては、障害児本人の最善の利益を図り、その健全な発達のために必要な支援を適切に提供する観点から、支給の要否及び必要な支給量について適切に判断し、決定すること。
- ② 主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時 的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用するこ と。

支給量は、通所給付決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、適切な一月当たりの利用必要日数を定めることとしているが、原則として、各月の日数から8日を控除した日数(以下「原則の日数」という。)を上限とすること。ただし、障害児の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、原則の日数を超えて利用することができるものとするが、その場合には支給決定前にその支援の必要性(支援の内容とそれに要する時間等)について申請者、事業所等に十分確認した上で、必要な日数を決定すること。

③ 障害児についても、保育所、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等の 一般施策を利用(併行利用を含む。)する機会が確保されるよう、例えば保育所等訪 問支援の活用など、適切な配慮及び環境整備に努めること。 都道府県

各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中 中 核 市

> 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企 画 課 監 査 指 導 室 障害福祉課障害児・発達障害者支援室

# 障害福祉サービス等の不正請求等への対応について

先般、平成26年度における障害者支援施設等の指導監査の概況をとりまとめ、また、本年5月16日付けの事務連絡により、放課後等デイサービス事業所に対する行政処分の 状況を確認するための調査を行ったところです。

これらの結果等を踏まえ、障害福祉サービス等事業所の不正請求等への対応に関して、 下記のとおり留意事項をまとめましたので、これにより不正請求等への対応の一層の強 化を図っていただくようお願いします。

また、各都道府県におかれましては、貴管内の関係機関等に対する周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

記

# 1. 障害福祉サービス等事業所の不正請求等の対応における留意事項

# (1) 指導監査の強化

利用者等から不正請求等に関する情報提供があった場合、機動的かつ適切な対応を行い、疑いのある事業所について、深度ある実地監査を行うこと。

また、指定障害福祉サービス事業者等指導指針及び指定障害児通所支援等事業者等指導指針において、「指導対象となる事業所において障害者(児)虐待が疑われているなどの理由より、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知するものとする。」とされているが、人員配置基準の虚偽等、不正が疑われている場合についても、当該規定を積極的に活用することにより、効果的な実地指導(出勤や給与支払の状況簿の確認、勤務状況のヒアリング等)を周期的に実施すること。

### (2) 悪質な事案への対応

虚偽の報告や監査妨害、不正請求額が高額で返還の意思がない場合など、特に悪質な事案については、行政処分に加えて、刑事告発を検討すること。

### (3)組織的な不正行為への対応

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第36条第3項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第2項において、過去に指定を取り消された事業者と密接な関係を有する事業者は指定をしてはならないこととされており、指定の事前調査を確実に実施するなど、指定に係る欠格事由の確認を徹底することにより、組織的な不正行為への対応の強化を図ること。

### (4) 返還請求額の徴収

障害者総合支援法第8条第3項及び児童福祉法第57条の2第6項において、不正請求における不正利得の徴収については、地方税の滞納処分の例により処分することができることとされているため、不正請求額が高額で返還の意思がない場合などにおいては、当該規定を活用し、不正利得の徴収の徹底を図ること。

# 2. 放課後等デイサービス事業所の不正請求等の対応における留意事項

(1)本年5月16日付けの事務連絡による調査結果によると、行政処分を受けた放課後等デイサービス事業所の大宗を営利法人が占めていること等を踏まえ、特に営利法人の事業所及び新規開設の事業所、その他重点的な実地指導を行う必要があると認められる事業所について、少なくとも2年程度(新規開設時は1年程度)を目途として、1.に示した対応を含め、重点的に実地指導を行うこと。

放課後等デイサービスの指導監査の実施状況等については、当面の間、別途お示しする方法により、四半期ごとに厚生労働省に報告すること。

(2) 放課後等デイサービス事業所の不正請求等の内容については、主に、サービス提供の虚偽による不正請求や人員配置の虚偽による指定申請及び不正請求であったことを踏まえ、サービス提供実績記録票の精査や指定時の審査等、指導監査以外においても、不正請求等が行われないよう防止策を講じること。

# 障害者総合支援法に基づく事業者指定事務について

(H28.08.29 県障害福祉課)

# 1 今回権限の移譲を予定している事務の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく全国一律のサービスである自立支援給付のうち、介護給付費及び訓練等給付費の支給に係る指定障害福祉サービス事業者の指定事務並びに地域相談支援給付費の支給に係る指定一般相談支援事業者の指定事務。

### 2 主な具体的事務等

移譲事務シートのとおり。

#### 3 年間事務処理件数等

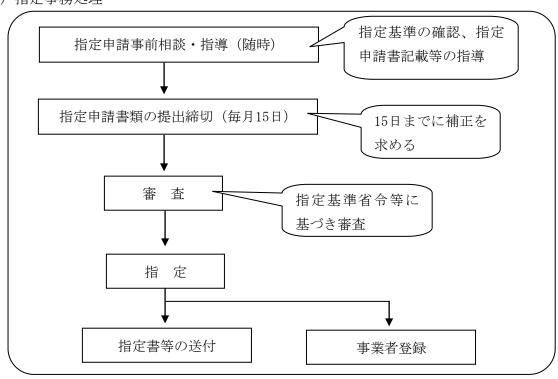
「年間処理件数の市町村別内訳表(平成27年度実績)」のとおり。

# 4 条例・規則等の制定(独自に事業者指定に係る基準条例を制定する場合)

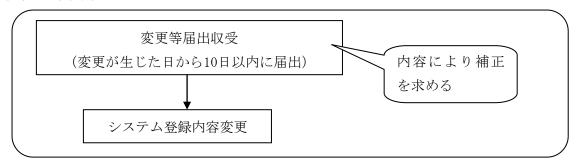
- ① 障害者総合支援法第43条第1項及び第2項並びに第30条第1項第2号イの規定に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(指定基準条例)
- ② 障害者総合支援法第80条第1項の規定に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(最低基準条例)
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に基づく指定事業者の指定手続き等を定める規則

# 5 主な事務の流れ

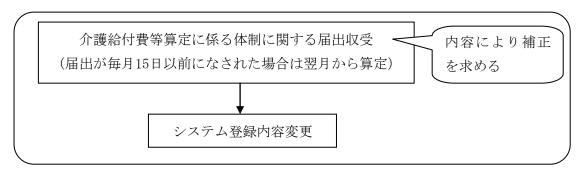
# (1) 指定事務処理



# (2) 変更等届出処理



# (3) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出処理



# 移譲事務シート

主な事務の名称	指定障害福祉サービス事業者等の指定等
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」と略記) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相 談支援の事業の人員及び運営に関する基準
県条例	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
県規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
事務の概要	

	『害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等をサービス	種類別に指	<u> 信定する。</u>	
事務	5の内容	法令	条	項
(1)	指定障害福祉サービス事業者の指定	法	29	1
(2)	介護給付費等の算定に係る厚生労働大臣が定める基準に基づく届 出の受理	法	29	3
(3)	指定一般相談支援事業者の指定	法	51の14	1
(4)	指定障害福祉サービス事業者の指定の変更	法	37	1
(5)	指定障害福祉サービス事業者の指定の更新	法	41	1
(6)	指定一般相談支援事業者の指定の更新	法	51Ø21	1
(7)	指定障害福祉サービス事業に関する基準の制定 (法第30条第1項第2号イに掲げる事務を含む)	法	43	1,2
(8)	指定障害福祉サービス事業者の変更の届出の受理	法	46	1,2
	指定一般相談支援事業者の変更の届出の受理	法	51Ø25	1,2
(10)	指定障害福祉サービス事業者に対する報告等の命令、出頭の要求 並びに質問及び立入検査	法	48	1
(11)	型のに負向及び立入検査 指定一般相談支援事業者に対する報告等の命令、出頭の要求並び に質問及び立入検査	法	51-27	1
(12)	指定障害福祉サービス事業者に対する基準遵守勧告	法	49	1
(13)	指定一般相談支援事業者に対する基準遵守勧告	法	51Ø28	1
(14)	指定障害福祉サービス事業者に対する基準遵守勧告に係る公表	法	49	3
(15)	指定一般相談支援事業者に対する基準遵守勧告に係る公表	法	51の28	3
(16)	指定障害福祉サービス事業者に対する基準遵守命令	法	49	4
(17)	指定一般相談支援事業者に対する基準遵守命令	法	51の28	4
(18)	指定障害福祉サービス事業者に対する基準遵守命令に係る公示	法	49	5
(19)	指定一般相談支援事業者に対する基準遵守命令に係る公示	法	51Ø28	5
(20)	指定障害福祉サービス事業者の基準不適合に関する通知の受理	法	49	6
(21)	指定一般相談支援事業者の基準不適合に関する通知の受理	法	51Ø28	6
(22)	指定障害福祉サービス事業者の指定取消し等	法	50	1
	指定一般相談支援事業者の指定取消し等	法	51Ø29	1
	指定障害福祉サービス事業者が指定取消し等事由に該当する旨の 通知の受理	法	50	2
(25)	指定一般相談支援事業者が指定取消し等事由に該当する旨の通知 の受理	法	51Ø29	3

事務	<b>あの内容</b>	法令	条	項
(26)	指定障害福祉サービス事業者に係る公示	法	51	
(27)	指定一般相談支援事業者に係る公示	法	51Ø30	1
(28)	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業及び特定相談支援事業 に係る事業開始届等の受理	法	79	2 <b>~</b> 4
(29)	障害福祉サービス事業に関する基準の制定	法	80	1
(30)	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業及び特定相談支援事業 を行う者に対する報告の徴収等	法	81	1
(31)	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業及び特定相談支援事業 を行う者に対する事業の制限又は停止の命令	法	82	1
(32)	障害福祉サービス事業者に対する事業の改善又は停止命令	法	82	2

移讓対象市町村

指定都市、中核市を除く市町村

その他特記事項 ※移譲にあたっての留意点(国や市町村と調整を要する事項、移譲スケジュールでの問題点等)

(7) の市町村独自の基準制定は任意である。(県基準でも可)。 また、(7)の移譲を受ける場合には、(26)~(30)も併せて移譲を受けることが望ましい。

担当者

保健福祉局福祉部障害福祉課事業支援グループ 岡崎(内線4717) 調整グループ(監査担当) 宮(内線4736)

### 年間処理件数の市町村別内訳表(平成27年度実績)

主な事務の名称: 指定障害福祉サービス事業者等の指定等

	1																			-											(単位	:件)	
移讓検討対象事務	根拠法令	条	項	平塚市	鎌倉市	藤沢市		茅ヶ崎	涼子市	=油市	<b>泰野</b> 市	原本市	大利市	伊勢原	頁 海老名	市			村 華山田	名	大磯田	一定日	т ф#8	計 大井!	批批用	it ilidkær	間成田	箱根町	古龍町	湯河原	愛川町	清川村	合計
指定障害福祉サービス事業者の指定	障害者総合支援法	29	1	14					3		5							0 2			) (					0 0					2		115
介護給付費等の算定に係る厚生労働大臣が定める基準に基づく届出の受理	障害者総合支援法	29	3	109				116					118			2 4:			3 4	25					0 4								
指定一般相談支援事業者の指定	障害者総合支援法	510014	1	0	(	0	0	0	0	0	C	) (	0	(	0 (	) (	0 (	0 0	0	) (	) (	) (	) (	0	0 (	0 0	0	0	0	0	0	0	0
指定障害福祉サービス事業者の指定の変更	障害者総合支援法	37	1	5	1	8	1	0	1	0	2	2 0	3	. (	0	1	1 (	0 0	0	) (	) (	)	1 (	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	24
指定障害福祉サービス事業者の指定の更新	障害者総合支援法	41	1	7	6	6 14	6	6	0	0	C	) 9	) 4	. 2	2 10	2	2 (	0 1	0	) 3	3 (	) 4	4 (	0	0 (	0 0	0	0	0	0	2	0	76
指定一般相談支援事業者の指定の更新	障害者総合支援法	51Ø21	1	0	(	0 0	0	0	0	0	C	) (	0		0 (	) (	0 (	0 0	0		) (	) (	) (	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0
指定障害福祉サービス事業に関する基準の制定(法第30条第1項第2号イに掲げる事務を含む)	障害者総合支援法	43	1,2	0	(	0	0	0	0	0	C	) (	0	(	0 (	) (	0 (	0 0	0	) (	) (	) (	) (	0	0 (	0 0	0	0	0	0	0	0	0
指定障害福祉サービス事業に関する基準の改正	障害者総合支援法	43	1,2	0	(	0	0	0	0	0	C	) (	0		0 (	) (	0 (	0 0	0	) (	) (	) (	) (	0	0 (	0 0	0	0	0	0	0	0	0
指定障害福祉サービス事業者の変更の届出の受理	障害者総合支援法	46	1,2	203	120	227	105	210	58	11	108	3 167	146	79	9 83	3 49	9 2	9 41	19	29	) 17	7 (	6 (	0	1 :	3 0	0	0	0	17	23	0	1,756
指定一般相談支援事業者の変更の届出の受理	障害者総合支援法	51Ø25	1,2	2	6	8	8	1	2	2	10	) 5	5 3	1	1 2	2 :	2	0 0	1	(	) (	) (	) (	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	53
指定障害福祉サービス事業者に対する報告等の命令、出頭の要求並びに質問及び立入検査	障害者総合支援法	48	1	0	2	4	5	0	0	0	C	) 2	2 0		0 (	) (	0 (	0 0	0	) (	) (	) (	) (	0	0	1 0	0	0	0	0	0	0	16
指定一般相談支援事業者に対する報告等の命令、出 頭の要求並びに質問及び立入検査	障害者総合支援法	51-27	1	0	(	0	0	0	0	0	C	) (	0	(	0 (	) (	0 (	0 0	0	) (	) (	) (	) (	0	0 (	0 0	0	0	0	0	0	0	0
指定障害福祉サービス事業者に対する基準遵守勧告	· 障害者総合支援法	49	1	0	(	0	4	0	0	0	0	) 2	2 0		0 (	) (	0 (	0 0	0		) (	) (	) (	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	6
指定一般相談支援事業者に対する基準遵守勧告	障害者総合支援法	51 <i>の</i> 28	1	0	(	0 0	0	0	0	0	C	) (	0		0 (	) (	0 (	0 0	0	) (		) (	) (	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0
指定障害福祉サービス事業者に対する基準遵守勧告 に係る公表	障害者総合支援法	49	3	0	(	0	0	0	0	0	C	) (	0	(	0 (	) (	0 (	0 0	0	) (	) (	) (	) (	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0
指定一般相談支援事業者に対する基準遵守勧告に 係る公表	障害者総合支援法	51Ø28	3	0	(	0	0	0	0	0	C	) (	0		0 (	) (	0 (	0 0	0	) (	) (	) (	) (	0	0 (	0 0	0	0	0	0	0	0	0
指定障害福祉サービス事業者に対する基準遵守命令	障害者総合支援法	49	4	0	(	0	0	0	0	0		) (	0	. (	0 (	) (	0 (	0 0	0	) (	) (	) (	) (	0	0 (	0 0	0	0	0	0	0	0	0
指定一般相談支援事業者に対する基準遵守命令	障害者総合支援法	51Ø28	4	0	(	0	0	0	0	0	C	) (	0		0 (	) (	0 (	0 0	0		) (	) (	) (	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0
指定障害福祉サービス事業者に対する基準遵守命令 に係る公示	障害者総合支援法	49	5	0	(	0	0	0	0	0		) (	0	(	0 (	) (	0	0 0	0	) (	) (	) (	) (	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0
指定一般相談支援事業者に対する基準遵守命令に 係る公示	障害者総合支援法	51Ø28	5	0	(	00	0	0	0	0	_ c	) (	0		0 (	) (	0 (	0 0	0	) (	) (	) (	) (	0	0 (	0 0	0	0	0	0	0	0	0

16=4-4-1-1-1-4-7-1	+H-hn 汁 へ	79														市	町	1	<del>id</del>	名												$\neg$	<b>∧=</b> 1
移譲検討対象事務	根拠法令	条	項	平塚市	鎌倉市	藤沢市	小田原	茅ヶ崎i	逗子市	三浦市	秦野市	厚木市	大和市	伊勢原	海老名層	間市南	有足柄 絹	<b>麦瀬市</b>	葉山町	寒川町;	大磯町:	二宮町「	中井町	大井町 枚	油町 山	山北町	開成町 箱	箱根町	真鶴町 湯	湯河原 愛	を川町 爿	青川村	合計
指定障害福祉サービス事業者の基準不適合に関する 通知の受理	障害者総合支援法	49	6	0	C	0	4	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
指定一般相談支援事業者の基準不適合に関する通 知の受理	障害者総合支援法	51の28	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定障害福祉サービス事業者の指定取消し等	障害者総合支援法	50	1	0	C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定一般相談支援事業者の指定取消し等	障害者総合支援法	51Ø29	1	0	C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定障害福祉サービス事業者が指定取消し等事由に 該当する旨の通知の受理	障害者総合支援法	50	2	0	C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定一般相談支援事業者が指定取消し等事由に該 当する旨の通知の受理	障害者総合支援法	51の29	3	0	C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定障害福祉サービス事業者に係る公示	障害者総合支援法	51		19	8	29	11	12	4	1	6	10	7	11	10	12	0	2	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	5	2	1	155
指定一般相談支援事業者に係る公示	障害者総合支援法	51Ø30	1	0	C	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
障害福祉サービス事業、一般相談支援事業及び特定 相談支援事業に係る事業開始届等の受理	障害者総合支援法	79	2~4	20	7	22	11	8	4	1	5	12	5	7	8	10	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	1	133
障害福祉サービス事業に関する基準の制定	障害者総合支援法	80	1	0	C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害福祉サービス事業、一般相談支援事業及び特定 相談支援事業を行う者に対する報告の徴収等	障害者総合支援法	81	1	0	C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害福祉サービス事業、一般相談支援事業及び特定 相談支援事業を行う者に対する事業の制限又は停止 の命令	障害者総合支援法	82	1	0	C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害福祉サービス事業者に対する事業の改善又は停 止命令	障害者総合支援法	82	2	0	C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### 障害児者向け施設被害状況確認システムの活用について(お願い)

(H28.08.29 県障害福祉課 事業支援グループ)

県では、今後発生が懸念されている大規模災害に備え、県及び市町村が、発災直後の福祉施設等の被害状況を、施設等の負担に配慮しつつ、迅速かつ簡易に把握する一つの手段として、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」に被害状況確認システムを備えています。

このシステムでは、各市町村のパソコンやスマートフォン等から「障害福祉情報サービスかながわ」の「自治体メンバー」にログインし、災害時被害状況調査メール管理で、各事業所から報告された情報を閲覧していただくことができます。また、収集したデータを CSV 形式のデータとしてダウンロードすることもできます。

現在、平成 27 年 9 月 2 日実施の「平成 27 年度障害者向け施設被害状況確認訓練」の 結果画面を閲覧していただくことができます。

つきましては、大規模災害発生時の情報収集の一つの手段としてご活用いただきたく、 この機会に閲覧方法等をご確認くださいますようお願いいたします。

なお、今年度も9月2日に「被害状況確認訓練」の実施を予定しています。

被害状況確認システムの利用方法等の詳細につきましては、「障害福祉情報サービス かながわ」の次のページに掲載しているマニュアルをご覧ください。

### 〇 マニュアル掲載場所

ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」→「書式ライブラリ」

 $\rightarrow$  「10. 利用マニュアル・振興会からのお知らせ等」 $\rightarrow$  「操作マニュアル」

文書名:自治体管理操作マニュアル

### 1 被害状況確認システムを使用するときは?

原則として、県災害対策本部が設置されたときに使用します。

- ※ 県災害対策本部が設置されるときは?
  - a 県内最大震度5弱以上の地震を観測し、かつ、大規模な災害が発生したとき、 又は発生のおそれがあるとき
  - b 暴風、大雪、暴風雪、高潮警報のいずれかが県下に発表され、かつ、大規模 な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき
  - c 船舶災害、鉄道災害、道路災害、放射性物質災害、危険物等災害、大規模な 火事災害等が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき
  - d その他状況により必要があるとき

### 2 情報収集の対象施設は?

「障害福祉情報サービスかながわ」にお知らせ配信用メールアドレス又は災害時被 害状況調査用メールアドレスをあらかじめ登録した以下の通所系、入所系施設です。

(メールアドレス登録率約80%)

(1) 障害者支援施設

(2) グループホーム

(3) 短期入所施設

(4)療養介護事業所

(5) 生活介護事業所

(6) 自立訓練(機能訓練)事業所

(7) 自立訓練(生活訓練)事業所 (8) 就労移行支援事業所

(9) 就労継続支援A型事業所

(10) 就労継続支援B型事業所

(11) 福祉型障害児入所施設

(12) 医療型障害児入所施設

(13) 児童発達支援事業所

(14) 医療型児童発達支援事業所

(15) 放課後等デイサービス事業所

※ 今後、地域活動支援センター等にも対象を拡大予定。

### 3 主な調査項目は

携帯電話でも簡単に回答できるよう、次の最低限の項目を設定しています。

- (1) 利用者負傷者数
- (2) 職員負傷者数
- (3) 施設の被害の有無(被害無し、建物損壊・火災・床下浸水・床上浸水・電気不 通・ガス不通・その他)
- (4) 施設外要避難者数
- (5)受入可能避難者数
- (6)派遣可能職員数
- (7) 連絡事項
- (8) 送信者職・氏名
- (9) 現在使用可能な連絡先(電話・メール)
- (10) その他連絡可能な連絡手段

## 【参考】

# 災害時被害状況確認訓練における回答事業所数の状況

		7	成 26 年 9	9月			<u> 1</u>	成 27 年	9月	
区分	事業	19.4	メール 言状況	回答	<b></b>	事業	17 4	メール 言状況		等状況
	所数	配信数	配信率	回答数	回答率	所数	配信数	配信率	回答 数	回答率
実事業所数	1715	1368	79.8%	837	61. 2%	1965	1564	79. 6%	1040	66. 5%

平成28年8月25日

各市町村 障害福祉主管課長 様

神奈川県保健福祉局 福祉部障害福祉課長 (公 印 省 略)

平成28年度障害児者向け施設災害時 被害状況確認訓練の実施について(通知)

日ごろから、本県の福祉施策の推進に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、今後発生が懸念されている大規模災害に備え、県及び市町村が、発災 直後の福祉施設等の被害状況を、施設等の負担に配慮しつつ、迅速かつ簡易に把握する手 段のひとつとして、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」に被害状況確認シス テムを装備しております。

この度、不測の災害発生に備えるとともに、この「災害時被害状況確認システム」を 有効に活用するための資料を得ることを目的に、このシステムを利用し、県と各施設との 間で、災害発生を想定した情報受発信の訓練を別紙「平成 28 年度障害児者向け施設災害 時被害状況確認訓練実施要領」のとおり実施することといたしました。

このシステムでは、各市町村のパソコンやスマートフォン等から「障害福祉情報サービスかながわ」の「自治体メンバー」にログインし、災害時被害状況調査メール管理で、各事業所から報告された情報をリアルタイムで閲覧していただくことができます。

つきましては、大規模災害発生時の情報収集の一つの手段として御活用いただきたく、 この機会に閲覧方法等を御確認くださいますようお願いいたします。

なお、お手数をおかけし恐縮に存じますが、別添「被害状況確認システムに関するアンケート」に御回答いただき、9月9日(金)までに、下記メールアドレス宛御返信くださいますようお願いいたします。

問い合わせ先

事業支援グループ 岡崎

電話 045-210-4717

E-MAIL: okazaki. cjvc@pref. kanagawa. jp

### 平成 28 年度障害児者向け施設災害時被害状況確認訓練実施要領

#### 1 目 的

大規模地震等の災害が発生した場合に、県内に所在する障害児者向け施設の被害情報を迅速に確認・収集し、初動対応に資するために、平成 24 年度に整備した「災害時被害状況確認システム」を利用し、県と各施設との間で、災害発生を想定した情報受発信の訓練を実施することにより、不測の災害発生に備えるとともに、有効に活用するための資料を得ることを目的とする。

### 2 訓練対象施設

「障害福祉情報サービスかながわ」にお知らせ配信用メールアドレス又は災害時被害状況調査用メールアドレスをあらかじめ登録した以下の施設(2,258 事業所中1,835 事業所(仮登録を含む、81.3%)、スマートフォン等メールアドレス登録事業所1,364 事業所(仮登録を含む、60.45%。H28.08 現在)

- (1) 障害者支援施設
- (3) 短期入所施設(単独型)
- (5) 生活介護事業所
- (7) 自立訓練(生活訓練)事業所
- (9) 就労継続支援A型事業所
- (11) 福祉型障害児入所施設
- (13) 児童発達支援事業所
- (15) 放課後等デイサービス事業所

- (2) グループホーム
- (4) 療養介護事業所
- (6) 自立訓練(機能訓練)事業所
- (8) 就労移行支援事業所
- (10) 就労継続支援B型事業所
- (12) 医療型障害児入所施設
- (14) 医療型児童発達支援事業所

### 3 日 時

平成28年9月2日(金)午前10時から午後6時まで

# 4 実施方法

以下の想定により、県と各施設との間で情報の受発信を行う。

- ・ 午前 10 時 県内全域で地震が発生し、最大震度 6 弱が観測されたため、 県は直ちに災害対策本部を設置した。
- ・ 午前10時5分 このことを受け、障害福祉課事業支援グループは(別紙) の「訓練メール」を一斉送信する。
- ・ 午前10時5分~ メールを受信した各施設は、速やかに被害情報等を返信する。 (被害状況は各施設で任意に想定する)
- ・ 回答のない事業所へは、2時間ごとに調査メールを自動再送信。
- ・ 午後6時 訓練終了 (障害福祉課において、回答件数を確認し、 「お知らせ」に掲載する。)

#### 5 調査項目(システム設定項目)

- (1) 利用者負傷者数
- (2) 職員負傷者数
- (3) 施設の被害の有無(被害無し、建物損壊・火災・床下浸水・床上浸水・電気不通・

ガス不通・その他)

- (4) 施設外要避難者数
- (5) 受入可能避難者数
- (6) 派遣可能職員数
- (7) 連絡事項(自由記載項目)
- (8) 送信者職・氏名
- (9) 使用可能な連絡先(電話・PC メール・携帯メール)
- (10) その他連絡可能な連絡手段

### 6 その他

(1) 事前の周知

訓練の実施及び調査用メールアドレスの登録について、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」により施設あて事前に周知する。

併せて、訓練の実施について市町村障害福祉主管課にも通知し、システムを周知する。

(2)訓練の検証

訓練を通じて、施設からの返信の状況を把握し、課題等について検証する。なお、訓練終了後、事業所宛にアンケート調査を実施する。

#### (別紙)

「訓練メール」(9月2日 10時5分配信予定)

【訓練:災害時被害状況確認訓練】想定被害状況ご報告のお願い

これは訓練です。

本日(9月2日)午前10時に、地震が発生し、県内全域で震度6弱を観測しました。 これを受け、神奈川県では、災害対策本部を設置しました。

つきましては、下記URLにアクセスし、貴事業所の被害状況等についてご報告くださいますようお願いいたします。また、被害がない場合もその旨ご報告ください。

なお、「連絡事項」欄には、次の事項を入力してください。

- 1 回答に使用している端末の種類 (スマートフォン等又はパソコンの別)
- 2 回答時点において、事業所内にいる利用者及び従業者の人数
- 3 事業所として予め定めている発災時の基本的な利用者対応(事業所で当面待機・ 職員が引率して帰宅・指定避難場所への避難など)
- ※ 報告内容は、訓練時間中(午後6時まで)、何度でも更新可能です。状況等に変化 等があった場合には、その都度下記URLにアクセスし、報告してください。

### ○問い合わせ先

神奈川県保健福祉局 福祉部 障害福祉課 事業支援グループ 電話 045-210-4717

# 被害状況確認システムに関するアンケート

市町村名:	所属名:
担当者名:	電話番号:

今後の被害状況確認システムの運用・改善の参考とさせていただきますので、以下の 問に御回答いただき、9月9日(金)までに次の電子メールアドレス宛御返信くださいます ようお願いいたします。

【回答先 E-MAIL:okazaki.cjvc@pref.kanagawa.jp】

Q 1 現在、貴課(「障害福祉情報サービスかながわ」の「自治体ページ」にログインで
きる権限を有する所属)に所属する職員の中に、本通知が届く前に「障害福祉情報サ
ービスかながわ」の被害状況確認システムを閲覧したことのある職員はいらっしゃい
ましたか?該当する項目の□を■にしてください。
□ア 閲覧したことの有る <b>職員</b> が複数いた
□イ 閲覧したことの有る <b>職員</b> が1人だけいた
□ウ 閲覧したことの有る <b>職員</b> はいなかった
Q2 貴課では、今回の被害状況確認訓練(9月2日実施)に合わせ、「障害福祉情報サ
ービスかながわ」の被害状況確認システムを閲覧しましたか?該当する全ての項目の
□を■にしてください。
□ア 訓練開始前に閲覧した
□イ 訓練中に閲覧した
□ウ 訓練終了後に閲覧した
□エ 閲覧していない
Q3 貴課では、この被害状況確認システムをどのように活用できると考えていますか?
目体的に御司るとださい。

- 具体的に御記入ください。
  - (例) 被害状況の把握に活用する、災害対策部署等への情報提供に活用する、事 業所との連絡方法の確認に利用する、家族等への情報提供・照会対応に活用す るなど。

Q4 被害状況確認システムでは、「連絡事項」欄に事業所が連絡事項を自由に入力できるようになっています。この欄に共通的にどのような内容を入力してもらえれば有効に活用できるとお考えですか?具体的な内容があれば御記入ください。 (例)利用者への対応状況(「事業所で当面待機する」、「職員が引率して帰宅中など)、被害状況の詳細など。
Q5 貴市町村では、災害時等に、障害福祉施設等から独自に情報を収集する体制を整備していますか?該当する項目の□を■にしてください。 □ア 体制を整備している(概要がわかる資料等がありましたら御恵与ください。) □イ 体制整備に向けて、現在検討中である □ウ 体制を整備していない
Q6 その他、被害状況確認システムについて、御意見、御要望等がありましたら自由に 御記入ください。
※ 御協力ありがとうございました。9月9日(金)までに上記メールアドレス宛御返信く ださい。

#### 1 アンケートの目的

平成 27 年9月2日に実施した「平成 27 年度障害児者向け施設被害状況確認訓練」を踏まえ、市町村の被害状況確認システムの閲覧状況、利用可能性等を調査し、今後の被害状況確認システムの運用・改善の参考とする。

## 2 調査の対象及び調査方法 県内市町村の障害福祉主管課に調査票を送付し、電子メールにて調査票を回収

### 3 調査時期 平成 27 年 9 月

#### 4 単純集計結果

Q 1 貴市町村では、これまでに被害状況確認システムを閲覧したことがありますか?

	区分	回答数	回答率(%)
ア	これまでに閲覧したことがある	8	24.2
1	今回初めて閲覧した	12	36.4
ウ	これまで閲覧したことがない	13	39.4
	合計	33	100.0

本システムは、平成 25 年度から運用しているが、閲覧したことのある市町村は6割に留まった。

Q 2 貴市町村では、今回の被害状況確認訓練(9月2日実施)に合わせ、「障害福祉情報サービスかながわ」の被害状況確認システムを閲覧しましたか?

区分	回答数	回答率(%)
訓練開始前・訓練当日・訓練終了後に閲覧した	3	9.1
訓練開始前・訓練当日に閲覧した	4	12.1
訓練開始前・訓練終了後に閲覧した	1	3.0
訓練当日・訓練終了後に閲覧した	2	6.1
訓練開始前にのみ閲覧した	3	9.1
訓練当日にのみ閲覧した	3	9.1
訓練終了後にのみ閲覧した	4	12.1
閲覧していない	4	12.1
無回答	9	27.3
合計	33	100.0

今回の訓練の当日又は前後に本システムを閲覧したのは6割であり、当日閲覧したのは4割弱(36%)であった。

Q3 貴市町村では、この被害状況確認システムをどのように活用しようと考えていますか?具体的に御記入ください。(複数回答有)

区分	回答数	回答率(%)
被害状況の把握	9	27.3
災害対策部署等への情報提供	6	18.2
事業所との連絡方法の確認	5	15.2
家族等への情報提供・照会対応	5	15.2
受入可能人数の把握	2	6.1
その他	4	12.1
無回答	12	36.4

本システムにより得られた情報の活用方法としては、「被害状況の把握」(27%)、「災害対策部署への情報提供」(18%)、「事業所との連絡方法の確認」(15%)、「家族等への情報提供・照会対応」(15%)であった。

Q4 被害状況確認システムでは、「連絡事項」欄に事業所が連絡事項を自由に入力できるようになっています。この欄に共通的にどのような内容を入力してもらえれば有効に活用できるとお考えですか?(複数回答有)

区分	回答数	回答率(%)
利用者への対応状況	10	30.3
被害状況の詳細	2	6.1
被害が発生した事業所の今後の運営方針	2	6.1
要援護者の受入可能人数等	1	3.0
近隣住民の被難状況	1	3.0
その他	2	6.1
無回答	20	60.6

連絡事項欄に事業所に記入してもらいたい内容として、「利用者への対応状況」と 解答した市町村が30%であり、回答者の4分の3を占めた。

Q 5 貴市町村では、独自に災害時等に、障害福祉施設等から情報を収集する体制を整備 していますか?

	区分	回答数	回答率(%)
ア	体制を整備している	6	18.2
1	体制整備に向けて、現在検討中である	4	12.1
ゥ	体制を整備していない	23	69.7
	合計	33	100.0

独自に災害時等に、障害福祉施設等から情報を収集する体制を整備しているかを聞いたところ、「体制を整備している」は 18%、「体制整備に向けて、現在検討中」は 12%であった。

Q6 その他、被害状況確認システムについて、御意見、御要望等がありましたら自由に 御記入ください。

主な自由意見等は次のとおりでした。

- ・ 県・市町村により災害対策本部の設置基準が異なっていたり、局所的に災害が 発生する場合もあるので、市町村を限定してメール配信できると良い。
- ・ メールアドレス登録がされていない事業所があったり、法人単位でしか回答していないところも見られるので、メールアドレス登録と事業所単位で回答することを徹底する必要がある。
- ・ 発災直後だけでなく、その後も情報が更新されるようになっていると問い合わ せ等に対応しやすい。
- ・ 県の主催する事業所や市町村が一堂に会する会議時に、他機関の状況等を含め 利用方法等を再度詳しく説明していただきたい。
- ・ 画像が添付できたり、消防などの他のシステムと連携できるようになると 有効 に活用できると思われる。

# 障害福祉情報サービスかながわ 自治体管理操作マニュアル

#### ご注音・

このマニュアルは2015年8月時点のものです。

システム改善のため、仕様を変更することがありますのでご了承下さい。

平成27年8月作成

#### 1. ログイン

◆「障害福祉情報サービスかながわ」 自治体メンバーにログインします。 ログインについては 1ページ参照

#### 2. サービス相談窓口管理

#### 2-1 新規に登録する場合

◆新規に「サービス相談窓口」を登録します。

サービス相談窓口の新規登録については 2ページ参照

#### 2-2 変更する場合

◆既に登録済みの「サービス相談窓口」 を変更します。 サービス相談窓口の変更については 3ページ参照

#### 2-3 削除する場合

◆「サービス相談窓口」を削除します。

サービス相談窓口の削除については 4ページ参照

#### 2-4 表示内容を確認する

◆「市町村の相談窓口」から表示内容の 確認を行います。 サービス相談窓口の表示確認については 5ページ参照

#### 3. 事業所情報ダウンロード

◆事業所情報ダウンロード作業を行い ます。 事業所情報ダウンロードについては 6・7ページ参照

#### 4. 災害時被害状況調査メール管理

◆調査状況の一覧を確認します。

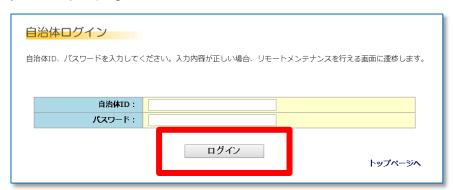
災害時被害状況調査メール管理については 7~10ページ参照

# 1. ログイン

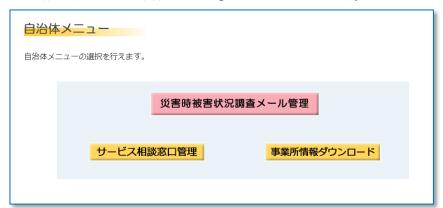
(1) 「障害福祉情報サービスかながわ」(http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/) にアクセスし、トップページ右下の[自治体メンバー] をクリックしてください。



(2) 「自治体ログイン」画面が表示されます。 I Dとパスワードを入力後、[ログイン] を クリックしてください。



(3) ログインに成功すると「自治体メニュー」画面が表示されます。



# 2. サービス相談窓口管理

## 2-1 新規に登録する場合

(1) 自治体メニューの [サービス相談窓口管理] をクリックすると、「サービス相談窓口一覧」画面が表示されます。[サービス相談窓口新規はこちら] をクリックしてください。



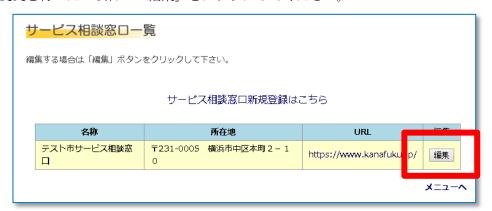
(2) 「サービス相談窓口編集」画面が表示されますので、任意の内容を入力し「登録」をクリックしてください。



(3) 「正常終了」画面が表示されれば新規登録完了です。

## 2-2 変更する場合

(1) 変更を行いたい項目の「編集」をクリックしてください。



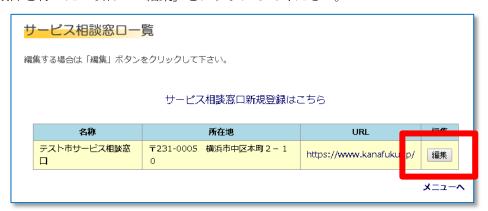
(2) 入力内容が表示されますので、任意の箇所を変更し[登録]をクリックしてください。



(3) 「正常終了」画面が表示されれば変更完了です。

# 2-3 削除する場合

(1) 削除を行いたい項目の「編集」をクリックしてください。



(2) 内容を確認してから、[削除] をクリックしてください。



(3) 「正常終了」画面が表示されれば削除完了です。

## 2-4 登録した内容の表示確認を行う場合

(1) 「障害福祉情報サービスかながわ」の [障害福祉サービスガイド] にて、[市町村の相談窓口] をクリックしてください。



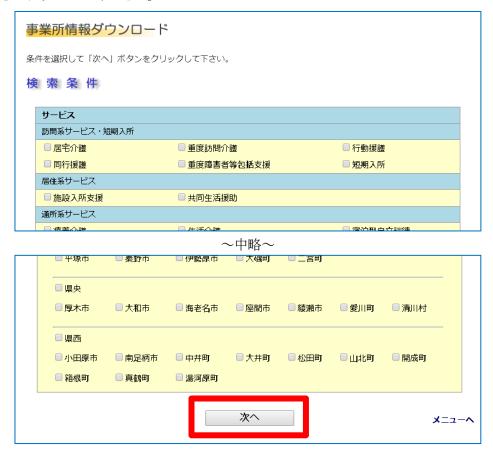
(2) 「市町村の相談窓口」画面が表示されますので、任意の市区町村をクリックします。



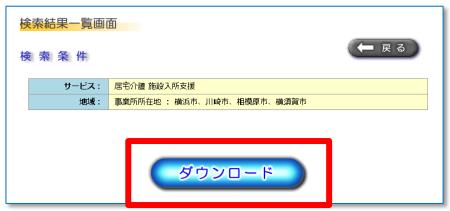
(3) 相談窓口情報が表示されますので、登録した内容が正しく表示されているか確認してく ださい。

## 3. 事業所情報ダウンロード

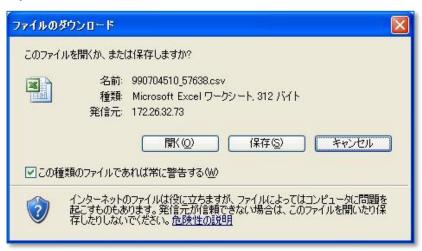
(1) 自治体メニューの [事業所情報ダウンロード] をクリックすると「事業所情報ダウンロード」画面が表示されます。任意のサービス・事業所所在地にチェックを入れ、[次へ] をクリックしてください。



(2) 「検索結果一覧画面」が表示されますので、「検索条件」を確認し [ダウンロード] を クリックしてください。



(3) 「ファイルのダウンロード」ダイアログが表示されますので、[保存] をクリックしてください。

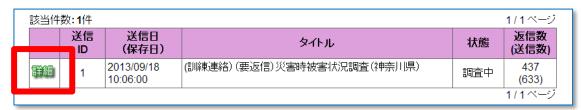


(4) 任意の場所を選び、[保存] をクリックしてください。ファイルが保存されます。

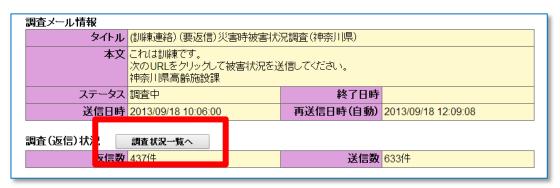


# 4. 災害時被害状況調査メール管理

(1) 自治体メニューの [災害時被害状況調査メール管理] をクリックすると配信された災害 時被害状況調査メールの一覧が表示されますので、[詳細]をクリックしてください。



(2) 災害時被害状況調査メールの詳細が表示されますので、[調査状況一覧へ] をクリックしてください。



(3) 施設から報告のあった被害状況の一覧を、画面上で確認することができます。 ※ 初期画面では全施設が表示されます。

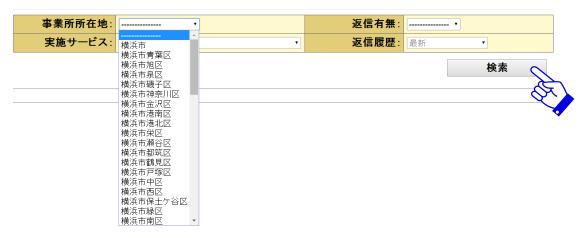


縦スクロールバーを動かすと、隠れている画面下の施設が表示されます。 1ページに100件まで表示されます。次の100件を見る場合は[次ページへ] をクリックします。

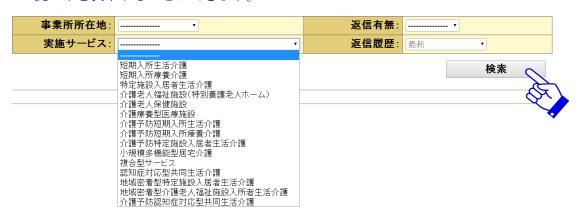
横スクロールバーを動かすと、隠れている項目を見ることができます。

# 禁川県川崎市高津区神奈川県川 は wak@kanafuku jp は wak@kanafuku com 2014/07/22 17:46:26 場合 in 高。 2014/07/22 17:46:26 場合 in 高。 2014/07/22 17:46:26 場合 in 高。 2014/07/22 17:46:26 場合 in 高速区 in wak@kanafuku jp は wak@kanafuku com	所在地	電話番号	メール配信用メールアドレス	災害被害状況確認用メールアドレ ス	返信日時	利用者 負傷者数
浜市都筑区 9@example.com 9@example.com			t wak@kanafuku.jp	twak@kanafuku.com	2014/07/22 17:46:26	
模原市南区上 中奈川県茅ヶ崎 市			8@example.com	8@example.com		
中奈川県高座部寒川町神奈川県高 を郡寒川町神奈川県高 を優example.com を優example.com を印象 を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける を受ける			9@example.com	9@example.com		
座部寒 4@example.com 4@example.com 4@example.com t wak@kanafuku.com t wak@kanafuku.com t wak@kanafuku.com t wak@kanafuku.com t wak@kanafuku.com t wak@kanafuku.com 2014/07/22 17:07:48 2 a  は wak@kanafuku.jp t wak@kanafuku.com t wak@kanafuku.com t wak@kanafuku.com 2014/07/22 17:07:48 2 a			5@example.com	5@example.com		
神奈川県厚木市神奈川県厚木市中 t wak@kanafuku.jp t: wak@kanafuku.com t wak@kanafuku.com t t wak@kanafuku.jp t can@kanafuku.com 2014/07/22 17:07:48 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			6@example.com	6@example.com		
作	神奈川県平塚市福.,		4@example.com	4@example.com		
性。 wak@kanafuku jp ta wak@kanafuku com			t wak@kanafuku.jp	t wak@kanafuku.com		
神奈川県鎌倉市神奈川県鎌倉市常 t. wak@kanafuku.jp ti vak@kanafuku.com			an@kanafuku.jp	tan@kanafuku.com	2014/07/22 17:07:48	2
AP 197 LD LD	神奈川県鎌倉市神奈川県鎌倉市常		twak@kanafuku.jp	ta wak@kanafuku.com		
	<b>←</b>					

「事業所所在地」を選択し [検索] をクリックすることで、当該所在地の被害状況 のみを表示することができます。



「実施サービス」を選択し [検索] をクリックすることで、当該サービスの被害状況のみを表示することができます。



「返信有無」を選択し [検索] をクリックすることで、被害状況の報告があった施設のみを表示することができます。

事業所所在地:		返信有無:	v	
実施サービス:	•	返信履歴:	有り	<b>V</b>
			無し   無し	検索
				<i>£</i>

(4) [詳細] をクリックすることで施設ごとの被害状況を見ることができます。

П					
	詳細	1112345678	サンプル事業所	短期入所、療養介護	横浜市中区本町2-10
П					

事	業所番号	141234567	78	
	事業所名	サンプル事業所		
	所在地	横浜市中区本町 2 - 1 0		
	電話番号	045-000-0	000	
メール配信用メール	アドレス	sample@ka	nafuku.com	
災害時被害状況確認用メール	mobile@ka	nafuku.com		
実施	<b>サービス</b>	短期入所、獲	養介護	
明査内容 2015/08/17 21::		新)	1600 日本 45 年 16 日本	2
.2		新)	聯呂負侮者教	2
間査内容 2015/08/17 21:: 利用者負傷者数 施設の被害の有無	2		職員 <b>負傷者数</b> <mark>水, 床上浸水,電気</mark>	2 下通, ガス不通 , その他
利用者負傷者数	2			L -
利用者負傷者数 施設の被害の有無	2 建物損壊		水,床上浸水,電気	 下通, ガス不通 , その他
利用者負傷者数 施設の被害の有無 施設外要避難者数	2 建物損壊, 1		水,床上浸水,電気	 下通, ガス不通 , その他
利用者負傷者数 施設の被害の有無 施設外要避難者数 派遣可能職員数	2 建物損壊, 1		水,床上浸水,電気	 下通, ガス不通 , その他
利用者負傷者数 施設の被害の有無 施設外要避難者数 派遣可能職員数 連絡事項	2 建物損壊, 1 O		水,床上浸水,電気/ 受入可能避難者数	 下通, ガス不通 , その他
利用者負傷者数 施設の被害の有無 施設外要避難者数 派遣可能職員数 連絡事項 送信者職・氏名	2 建物損壊, 1 O	,火災,床下瀆	水,床上浸水,電気/ 受入可能避難者数	 下通, ガス不通 , その他

(5) 調査状況一覧画面の最下部にある[調査結果ダウンロード]をクリックすることで、 調査結果を CSV 形式でダウンロードできます。

145	重症心身障害児(和	を を を 療型障害児入所施設	横浜市鶴見区下非
1455555	en dennytyen	福祉型障害児入所施設	横浜市旭区金が名
Z1033333	福祉ホーム	福祉ホーム	厚木市松枝 2 – 7
調査結果ダウ	ンロード		1 / 1 ページ